

介護報酬改定等に関する緊急提言を実施します

～東京における地域包括ケアシステムの実現に向けて～

最近の緊急提言と成果

- ◆「介護保険施設に係る介護報酬の地域差等に関する提言」（平成19年5月）
- ◆「介護人材の定着・確保に向けた介護報酬のあり方等に関する緊急提言」（平成20年6月）
- ◆「大都市の実態に即した介護保険制度のあり方等に関する緊急提言」（平成22年9月）
- ◆「大都市における地域包括ケアシステムの実現に向けた介護保険制度の見直し等に関する緊急提言」（平成25年9月）

介護報酬の地域区分や加算制度の見直し、低所得者対策などで一定の成果

今回の提言の特色

「団塊の世代」が75歳以上となる2025年を見据え、大都市・東京における地域包括ケアシステムの実現に取り組んでいくために不可欠な11項目の内容を緊急提言として取りまとめました。

提言内容

I 介護保険制度設計に関する提言（2提言）

重点

- 【提言1】 介護保険制度改正については、区市町村の意見を十分踏まえた上での詳細な制度設計及び早期の情報提供を行うとともに、利用者負担の見直しに伴う事務手続については、利用者や保険者に過度の負担が生じないよう配慮すること。
- 【提言2】 新たな介護予防・日常生活支援総合事業の創設等の地域支援事業の見直しについては、区市町村の意見を十分踏まえた上での詳細な制度設計及び早期の情報提供を行うこと。

II 介護報酬全般に関する提言（4提言）

■ 介護報酬の地域区分及び上乗せ割合等について

重点

- 【提言3】 地域区分の割当てについては、国家公務員の地域手当等の地域加算を単に横引きするのではなく、大都市における人件費、物件費の高さ等に鑑み、地域の実情を踏まえた設定を可能とするとともに、経過措置が適用されている区市町村については再度意見を聴いた上で、地域区分を設定すること。
- 【提言4】 介護報酬の人件費割合については、算定根拠となる人件費の対象を実態に応じて拡大すること。

■ 介護職員の処遇改善について

- 【提言5】 介護職員の処遇改善に対する財源措置については、キャリアパスを評価する仕組みを含めて介護報酬の基本部分に組み込むなど、恒久的なものとする。
- 【提言6】 平成27年度介護報酬改定に当たっては、速やかな情報提供を行い、被保険者や保険者に十分に配慮すること。

III 個別サービスに関する提言（4提言）

■ 通所介護について

- 【提言7】 通所介護の介護報酬については、サービス提供実態を踏まえて事業内容を類型化した上で適切に設定すること。
- 【提言8】 小規模通所介護の地域密着型サービスへの移行に当たっては、事務処理が煩雑にならないよう指定基準等を整理し、速やかに詳細を明らかにするとともに、報酬改定に当たっては地域密着型に移行する事業所の事業継続性に配慮すること。
- 【提言9】 法令に基づかない宿泊サービスを提供する通所介護事業所に関する法整備等を早急を実現すること。

■ 指定介護老人福祉施設について

- 【提言10】 指定介護老人福祉施設の多床室の介護報酬について、整備時期による報酬区分の撤廃及び適切な評価を行うとともに、多床室の居住費の利用者負担については、実態を踏まえた検討を行うこと。

IV 関連する他制度に関する提言（1提言）

- 【提言11】 後期高齢者医療制度における区市町村間の財政負担の均衡を図るため、施設所在地の区市町村の財政負担が生じないよう、財政調整の仕組みを構築すること。